

日程と内容 (全3回)

期 日	内 容
6月 1日(金)	ご飯・みそ汁・ほうれん草のごまあえ・だし巻きたまご
6月 7日(木)	ご飯・煮魚・ポテトサラダ・きんぴらごぼう・すまし汁
6月 14日(木)	ご飯・煮込みハンバーグ・きゅうりの酢の物・卵スープ

【時 間】10時～13時

【場 所】総合福祉センター「ひまわりの里」調理室

【対 象】町内在住の男性 【講 師】管理栄養士 都田智子氏

【持参物】○エプロン ○三角巾 ○筆記用具

【その他】参加費 1,500円 (3回分)

5月21日までに申込 (定員 15人・初受講の人優先)



教室

男性学びの料理教室

料理男子への第一歩！
初心者向け「基礎編」

▽ 桂川町社会福祉協議会 ☎65・2271

“自分で料理して食べる”ということは、健康を守るためにも大切なことです。自分たちの作った料理を囲んで、おしゃべりして食べながら仲間と共に学びませんか？
「料理なんてしたことない」という方こそ大歓迎です。



児童手当

児童手当の現況届

児童手当の継続受給には
現況届の提出が必要です

▽ 住民課 年金係 ☎65・3301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

【手当の支給月】

- 6月 (2～5月分)
- 10月 (6～9月分)
- 2月 (10～1月分)

手当の支給額 (児童一人当たりの月額)

対 象	支給額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※受給者の前年分(1～5月分は前々年分)の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童1人につき月額5,000円です。

※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。



補助金

木造戸建住宅耐震改修工事費補助金

木造戸建住宅の
耐震改修工事を補助

▽ 建設事業課 管理鉱害係 ☎65・3330

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、木造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施しています。

【対象者】町税などを滞納していない住宅の所有者
【対象住宅】①②③すべてに該当)

- ① 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸建住宅(在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの)
- ② 耐震診断の上部構造評点が1.0未満
- ③ 建築基準法や関係法令に違反していない

【補助金額】耐震改修工事費用の23%(上限30万円)

【受付期間】平成31年3月29日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、翌年度の受付になることがあります

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

【注意事項】

- ◇ 申請する前に耐震診断を受ける必要があります(費用は3千円程度)
- ◇ 補助金の交付決定前に契約・着工しているものは対象となりません

